

## 千葉県公務災害補償等認定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和44年千葉県規則第2号）第5条第6項の規定に基づき、千葉県公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の通知)

第2条 認定委員会は、実施機関から諮問された案件について、認定委員会において審査したときは、その結果について、千葉県公務災害補償等認定委員会審査結果通知書（様式第1号）により実施機関に通知するものとする。

(軽易な事案の処理)

第3条 前条の規定による案件のうち、地方公務員災害補償基金が定める認定基準により、公務上の災害又は通勤による災害に該当することが明らかなものについては、認定委員会での審査を省略し、委員長が専決処分することができる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(実施機関) 様

千葉市公務災害補償等認定委員会  
委員長

千葉市公務災害補償等認定委員会審査結果通知書

年 月 日付け 号による諮問について、審査の結果、次のとおり  
決定したので通知します。

記

① 所 属  
職 種  
氏 名  
傷 病 名  
審 査 結 果

② 所 属  
職 種  
氏 名  
傷 病 名  
審 査 結 果